

大町町こども計画策定支援業務 仕様書（案）

1 業務名

大町町こども計画策定支援業務委託

2 目的

令和5年4月にこども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村こども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたってはこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務では意見聴取を行い、国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した「大町町こども計画」を策定する。策定期間は令和7年度とし、計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

第3期子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）については別途策定済みである。

既に策定済みの第3期子ども・子育て支援事業計画 については、子育て中に保護者に意見を聴取をして策定しているが、こども計画では、それ以外のこども・若者に対する意見徴収を行う形で策定するものとする。

3 包含する計画（事項）

- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第九条に基づく計画）
- ・子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第に基づく計画）
- ・少子化社会対策基本法第四条に基づく少子化に対処するための施策
- ・子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条に基づく計画） ※策定済み
- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第八条に基づく計画） ※策定済み

4 業務内容

（1）こども・若者の意見聴取

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、効果的なこども・若者の意見聴取の手法を検討し、実施すること。

なお、対象世代は小学生（5年生以上）から39歳を想定する。

（2）現状の分析と課題の整理

意見聴取結果及び現行の子供の貧困対策、子ども・若者施策等の取組への評価などを整理し、大町町の子ども・子育て支援やこども施策に関わる課題を抽出する。

（3）計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案（令和8年～11年度）を作成する。

なお、計画書の作成にあたっては、令和6年度策定済みの第3期大町町子ども・子育て支援事業計画（令和7年～11年度）を包含すること。ただし、子ども・子育て支援事業計画の補修正は行わないものとする。

（4）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスをを行う。

（5）会議の運営支援

大町町の子ども・子育て会議（5回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

（6）こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。こども家庭庁等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して大町町に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

4 成果品

- ・こども計画（CD-ROM等）一式
- ・情報提供資料一式

5 その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ大町町と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、大町町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。

以上